3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3時間以上4時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 中山間地域等に居住する者へサービスを提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所が感染症や災害への対応を行っている場合	注 事業所が感染症や災害への対応を行っていない場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1) 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 543 単位）	×70/100	×70/100	−1/100	−1/100	×63/100	+3/100	19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +20単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 3月に1回を限度	1月につき +220単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1月につき +27単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +20単位 月2回を限度	1回につき +2単位 6月に1回を限度	1回につき +5単位 6月に1回を限度	1回につき +150単位 月2回を限度	1回につき +160単位 月2回を限度	1月につき +40単位	1日につき −94単位	1日につき −47単位
			要介護2	（ 597 単位）																							
			要介護3	（ 653 単位）																							
			要介護4	（ 708 単位）																							
			要介護5	（ 762 単位）																							
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 569 単位）																							
			要介護2	（ 626 単位）																							
			要介護3	（ 684 単位）																							
			要介護4	（ 741 単位）																							
			要介護5	（ 799 単位）																							
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 858 単位）																							
			要介護2	（ 950 単位）																							
			要介護3	（ 1,040 単位）																							
			要介護4	（ 1,132 単位）																							
			要介護5	（ 1,225 単位）																							
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 880 単位）																							
			要介護2	（ 974 単位）																							
			要介護3	（ 1,066 単位）																							
			要介護4	（ 1,161 単位）																							
			要介護5	（ 1,256 単位）																							
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 994 単位）																							
			要介護2	（ 1,102 単位）																							
			要介護3	（ 1,210 単位）																							
			要介護4	（ 1,319 単位）																							
			要介護5	（ 1,427 単位）																							
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 1,026 単位）							19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +20単位																
			要介護2	（ 1,137 単位）																							
			要介護3	（ 1,248 単位）																							
			要介護4	（ 1,362 単位）																							
			要介護5	（ 1,472 単位）																							
	(2) 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 491 単位）																							
			要介護2	（ 541 単位）																							
			要介護3	（ 589 単位）																							
			要介護4	（ 639 単位）																							
			要介護5	（ 688 単位）																							
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 515 単位）					×63/100																		
			要介護2	（ 566 単位）																							
			要介護3	（ 618 単位）																							
			要介護4	（ 669 単位）																							
			要介護5	（ 720 単位）																							
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 771 単位）																							
			要介護2	（ 854 単位）																							
			要介護3	（ 936 単位）																							
			要介護4	（ 1,016 単位）																							
			要介護5	（ 1,099 単位）																							
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 790 単位）																							
			要介護2	（ 876 単位）																							
			要介護3	（ 960 単位）																							
			要介護4	（ 1,042 単位）																							
			要介護5	（ 1,127 単位）																							
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 854 単位）																							
			要介護2	（ 989 単位）																							
			要介護3	（ 1,086 単位）																							
			要介護4	（ 1,183 単位）																							
			要介護5	（ 1,278 単位）																							
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 922 単位）							19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +20単位																
			要介護2	（ 1,020 単位）																							
			要介護3	（ 1,120 単位）																							
			要介護4	（ 1,221 単位）																							
			要介護5	（ 1,321 単位）																							
ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1	（ 267 単位）																							
			要介護2	（ 277 単位）																							
			要介護3	（ 286 単位）																							
			要介護4	（ 295 単位）																							
			要介護5	（ 305 単位）																							
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1	（ 279 単位）					×63/100																		
			要介護2	（ 290 単位）																							
			要介護3	（ 299 単位）																							
			要介護4	（ 309 単位）																							
			要介護5	（ 319 単位）																							
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1	（ 445 単位）																							
			要介護2	（ 460 単位）																							
			要介護3	（ 477 単位）																							
			要介護4	（ 493 単位）																							
			要介護5	（ 510 単位）																							
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1	（ 457 単位）							19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +20単位																
			要介護2	（ 472 単位）																							
			要介護3	（ 489 単位）																							
			要介護4	（ 506 単位）																							
			要介護5	（ 522 単位）																							
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1	（ 523 単位）																							
			要介護2	（ 542 単位）																							
			要介護3	（ 560 単位）																							
			要介護4	（ 578 単位）																							
			要介護5	（ 598 単位）																							
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1	（ 540 単位）							19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +15単位 19時間以上19時間未満の場合 +20単位																
			要介護2	（ 559 単位）																							
			要介護3	（ 578 単位）																							
			要介護4	（ 597 単位）																							
			要介護5	（ 618 単位）																							

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算

ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき +所定単位×14／1000	
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき +所定単位×10／1000	
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき +所定単位×6／1000	
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	1月につき +所定単位×14／1000	
	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	1月につき +所定単位×13／1000	
	(7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	1月につき +所定単位×12／1000	
	(8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	1月につき +所定単位×10／1000	
	(9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	1月につき +所定単位×8／1000	
	(10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	1月につき +所定単位×6／1000	
	(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	1月につき +所定単位×4／1000	
	(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	1月につき +所定単位×14／1000	
	(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	1月につき +所定単位×13／1000	
	(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	1月につき +所定単位×12／1000	
	(15) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	1月につき +所定単位×10／1000	
	(16) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	1月につき +所定単位×8／1000	
	(17) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	1月につき +所定単位×6／1000	
	(18) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	1月につき +所定単位×4／1000	

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。